

**医療介護総合確保促進法に基づく  
神奈川県計画（平成27年度分）**

**平成27年 8月**

**平成27年11月改定**

**神奈川県**

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

本県における平成 22 年の 65 歳以上の高齢者数は 182.0 万人（高齢化率は 20.2%）、75 歳以上の高齢者数は 79.4 万人（対人口比は 8.8%）であったが、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（平成 37）年には、65 歳以上の高齢者数は 244.8 万人（高齢化率は 27.2%）で平成 22 年の 1.35 倍、75 歳以上の高齢者数は 148.5 万人（対人口比は 16.5%）で平成 22 年の 1.87 倍（伸び率は埼玉県、千葉県に次ぐ全国 3 位）となることが見込まれている。

また、要支援・要介護認定者数についても、平成 22 年は 26.4 万人であったものが平成 37 年は 58.4 万人となり、2.21 倍に増加することが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、本県は、超高齢社会の課題を克服し、高齢になっても誰もが健康に暮らすことができ、長生きして幸せな社会を実現することを目指し、市町村、県民、企業、団体の皆さんと協力し、「未病を治す」取組みを推進している。

一方で、高齢化の進展に伴い、慢性疾患や複数の疾病を抱えるなどの特徴を持つ患者が増えるとともに、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加することが予想され、医療や介護が必要となった場合に、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要となる。

そこで、将来的には、急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、病床の機能分化・連携や在宅医療・介護サービスの充実の推進など、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築するための取組みを進めるとともに、その担い手となる医療・介護従事者等の確保・養成のために必要な取組みを行う。

平成 27 年度計画においては、今後不足が見込まれる回復期病床等への転換及び施設整備を進めるとともに、26 年度計画に引き続き、在宅医療及び在宅歯科医療の提供体制の整備・充実、医師や看護職員等の確保・充実に取り組む。さらに、介護分野においては、介護保険事業支援計画等に基づき、地域密着型サービス施設等の整備を進めるとともに、介護従事者の確保・処遇改善等に取り組んでいく。

## (2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

本県における医療介護総合確保区域については、

- 横浜（18 区）
- 川崎（7 区）
- 相模原（3 区）
- 横須賀・三浦（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

- 湘南東部（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）
  - 湘南西部（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）
  - 県央（厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）
  - 県西（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）
- の地域とする。

2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

（異なる理由：2次医療圏と老人福祉圏域が異なるため、老人福祉圏域と同じとした）

### (3) 計画の目標の設定等

#### ■ 神奈川県全体

##### 1. 目標

神奈川県内の各地域における課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう、以下を目標に設定する。

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

###### ア がん診療連携拠点病院等医科歯科連携事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ 地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に医科歯科連携の携わる人材の配置、地域との医科歯科連携体制の充実強化を目標とする。  
（全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行う 23病院→25病院）

###### イ 緩和ケア推進事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上を目指し、がんと診断された時からの緩和ケアを推進するため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関や緩和ケア病棟、在宅医療等における緩和ケアを推進していく。
- ・ 具体的には、二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築することを目標とする。  
（緩和ケア病棟整備数 16施設→17施設）  
（緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3病院→10病院）

ウ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ 本県の回復期病床数は、将来の必要病床数が増加し、現状に比べ著しく不足することが予想されるため、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から不足が見込まれる回復期病床等への転換を促進する。
- ・ 病院・診療所間や在宅医療・介護の連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ かかりつけ歯科医を持つ者の割合48%からの増加を目標とする。

イ 在宅医療施策推進事業【計画期間：平成27年度～平成31年度】

- ・ 在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人の医療従事者のスキル向上を図る。(平成28年度～)
- ・ 各市町村で実施する地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→33市町村

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ 研修会等を通じて、540人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。

エ 在宅歯科診療所設備整備事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ 歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。(185か所)

③ 介護施設等の整備に関する目標

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目標に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して支援を行う。

区分	平成26年度(A)	平成27年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	32,644床(384ヶ所)	33,710床(392ヶ所)	1,066床(8ヶ所)
介護老人保健施設	19,935床(184ヶ所)	20,045床(185ヶ所)	110床(1ヶ所)
ケアハウス	1,312床(25ヶ所)	1,312床(25ヶ所)	-
養護老人ホーム	1,480床(18ヶ所)	1,400床(18ヶ所)	△80床(-ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	673床(25ヶ所)	673床(25ヶ所)	-
介護老人保健施設(定員29人以下)	121床(5ヶ所)	121床(5ヶ所)	-
養護老人ホーム(定員29人以下)	-	-	-
ケアハウス(定員29人以下)	191床(10ヶ所)	191床(10ヶ所)	-
認知症高齢者グループホーム	11,608床(705ヶ所)	11,986床(726ヶ所)	378床(21ヶ所)

小規模多機能型居宅介護事業所	3,899人/月(261ヶ所)	4,823人/月(285ヶ所)	924人/月(24ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	661人/月(61ヶ所)	1,117人/月(71ヶ所)	456人/月(10ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	237人/月(20ヶ所)	433人/月(26ヶ所)	196人/月(6ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	489,827回/年(285ヶ所)	521,769回/年(287ヶ所)	31,942回/年(2ヶ所)
地域包括支援センター	340ヶ所	347ヶ所	7ヶ所

**【計画期間：平成27年度】**

**④ 医療従事者の確保に関する目標**

**ア がん診療口腔ケア推進事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】**

- ・ 地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者の理解や知識を深める研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供することを目標とする。

(全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行う 23病院→25病院)

**イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修【計画期間：平成27年度～平成28年度】**

- ・ 病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの実施体制を構築するため、看護職等を対象に研修等を行うことで、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。
- ・ 24.0日(全病床)→減少を目標とする。

**ウ 医師確保関連事業【計画期間：平成27年度～平成31年度】**

本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口10万人当たり医師数(医療施設従事者) 193.7人 → 239.16人
- ・ 産科医・産婦人科医師数 699人(H24年度) → 750人

**エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成27～平成28年度】**

- ・ 本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。
- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等への支援ニーズが増加する中、慢性的に看護師が不足している。そこで、地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保を行う。

養成確保数 養成研修修了者 40名

普及啓発研修 計8回開催

- ・ 認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成を図る

養成確保数 神奈川県内で精神科病床を有する病院（69病院）の看護師を各病院に養成  
（新人看護職員 207名・中堅看護職員 276名）

## ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

【計画期間：平成27年度～平成31年度】

本県で、2025年に見込まれる約2.5万人の介護人材の不足の解消に向けて、次のとおり取り組む。

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進や就業相談、離職した介護の資格保有者への再就職支援等に取り組み、人材の参入促進を図る。
- ・ 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援する。
- ・ 今後、増加が見込まれる認知症や医療的ケアが必要な高齢者に対応できる介護従事者を育成するため、専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図る。
- ・ 介護ロボット導入や経営者向けセミナーの開催等により、介護の職場環境改善を図り、介護職の定着を促進する。

## 2. 計画期間

平成27年度～平成31年度

### ■ 横浜

#### 1. 目標

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成27年度～平成28年度】

県全体と同様とする

##### ② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

#### イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成27年度】

区 分	平成26年度(A)	平成27年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	14,465床(144ヶ所)	14,764床(146ヶ所)	299床(2ヶ所)
介護老人保健施設	9,543床(81ヶ所)	9,543床(81ヶ所)	-
ケアハウス	380床(5ヶ所)	380床(5ヶ所)	-
養護老人ホーム	628床(6ヶ所)	548床(6ヶ所)	△80床(-ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	55床(2ヶ所)	55床(2ヶ所)	-
介護老人保健施設(定員29人以下)	22床(1ヶ所)	22床(1ヶ所)	-
養護老人ホーム(定員29人以下)	-	-	-
ケアハウス(定員29人以下)	16床(1ヶ所)	16床(1ヶ所)	-
認知症高齢者グループホーム	4,945床(294ヶ所)	5,089床(302ヶ所)	144床(8ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	1,805人/月(120ヶ所)	2,127人/月(134ヶ所)	322人/月(14ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	370人/月(36ヶ所)	526人/月(39ヶ所)	156人/月(3ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	146人/月(9ヶ所)	215人/月(11ヶ所)	69人/月(2ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	230,194回/年(137ヶ所)	245,398回/年(137ヶ所)	15,204回/年(-ヶ所)
地域包括支援センター	138ヶ所	138ヶ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

県全体と同様とする

■ 川崎

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成27年度～平成28年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成27年度】

区 分	平成26年度(A)	平成27年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,834床(52ヶ所)	4,158床(55ヶ所)	324床(3ヶ所)
介護老人保健施設	2,281床(21ヶ所)	2,281床(21ヶ所)	-

ケアハウス	264床(3ヶ所)	264床(3ヶ所)	-
養護老人ホーム	190床(2ヶ所)	190床(2ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	274床(10ヶ所)	274床(10ヶ所)	-
介護老人保健施設(定員29人以下)	-	-	-
養護老人ホーム(定員29人以下)	-	-	-
ケアハウス(定員29人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	1,837床(110ヶ所)	2,017床(120ヶ所)	180床(10ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	603人/月(39ヶ所)	737人/月(44ヶ所)	134人/月(5ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	179人/月(11ヶ所)	226人/月(12ヶ所)	47人/月(1ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	34人/月(5ヶ所)	75人/月(7ヶ所)	41人/月(2ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	100,472回/年(55ヶ所)	114,984回/年(55ヶ所)	14,512回/年(-ヶ所)
地域包括支援センター	49ヶ所	49ヶ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

県全体と同様とする

■ 相模原

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成27年度～平成28年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→1市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成27年度】

区分	平成26年度(A)	平成27年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,987床(41ヶ所)	2,987床(41ヶ所)	-
介護老人保健施設	1,231床(12ヶ所)	1,231床(12ヶ所)	-
ケアハウス	122床(4ヶ所)	122床(4ヶ所)	-
養護老人ホーム	80床(1ヶ所)	80床(1ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	29床(1ヶ所)	29床(1ヶ所)	-
介護老人保健施設(定員29人以下)	-	-	-



養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-	-	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床（5 ヶ所）	96 床（5 ヶ所）	-
認知症高齢者グループホーム	1,022 床（60 ヶ所）	1,058 床（62 ヶ所）	36 床（2 ヶ所）
小規模多機能型居宅介護事業所	181 人/月（17 ヶ所）	302 人/月（21 ヶ所）	121 人/月（4 ヶ所）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 人/月（1 ヶ所）	54 人/月（2 ヶ所）	54 人/月（1 ヶ所）
看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	16 人/月（1 ヶ所）	16 人/月（1 ヶ所）
認知症対応型デイサービスセンター	25,010 回/年（17 ヶ所）	21,667 回/年（17 ヶ所）	3,343 回/年（- ヶ所）
地域包括支援センター	26 ヶ所	29 ヶ所	3 ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

■ 横須賀・三浦

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度】

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,365 床 (39 ヶ所)	3,395 床 (39 ヶ所)	30 床 (- ヶ所)
介護老人保健施設	1,881 床 (19 ヶ所)	1,881 床 (19 ヶ所)	-
ケアハウス	150 床 (2 ヶ所)	150 床 (2 ヶ所)	-
養護老人ホーム	152 床 (3 ヶ所)	152 床 (3 ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 (1 ヶ所)	29 床 (1 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	16 床 (1 ヶ所)	16 床 (1 ヶ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	20 床 (1 ヶ所)	20 床 (1 ヶ所)	-
認知症高齢者グループホーム	1,111 床 (77 ヶ所)	1,129 床 (78 ヶ所)	18 床 (1 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	245 人/月 (17 ヶ所)	397 人/月 (18 ヶ所)	152 人/月 (1 ヶ所)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	48人/月(5ヶ所)	147人/月(8ヶ所)	99人/月(3ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	8人/月(1ヶ所)	17人/月(1ヶ所)	9人/月(-ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	50,998回/年(26ヶ所)	55,015回/年(26ヶ所)	4,017回/年(-ヶ所)
地域包括支援センター	27ヶ所	27ヶ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】  
県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】  
県全体と同様とする

## ■ 湘南東部

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標  
【計画期間：平成27年度～平成28年度】  
県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成27年度～平成31年度】  
以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

### イ 在宅医療施策推進事業

- 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→3市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成27年度】

区分	平成26年度(A)	平成27年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,754床(24ヶ所)	1,874床(25ヶ所)	120床(1ヶ所)
介護老人保健施設	1,216床(12ヶ所)	1,316床(13ヶ所)	100床(1ヶ所)
ケアハウス	80床(2ヶ所)	80床(2ヶ所)	-
養護老人ホーム	200床(2ヶ所)	200床(2ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	74床(3ヶ所)	74床(3ヶ所)	-
介護老人保健施設(定員29人以下)	-	-	-
養護老人ホーム(定員29人以下)	-	-	-
ケアハウス(定員29人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	696床(41ヶ所)	696床(41ヶ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	404人/月(25ヶ所)	467人/月(25ヶ所)	63人/月(-ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20人/月(2ヶ所)	47人/月(3ヶ所)	27人/月(1ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	22人/月(2ヶ所)	64人/月(3ヶ所)	42人/月(1ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	27,996回/年(12ヶ所)	26,393回/年(12ヶ所)	△1,603回/年(-ヶ所)
地域包括支援センター	28ヶ所	29ヶ所	1ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

## ■ 湘南西部

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標  
【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】  
県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、  
国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度】

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,054 床 (26 ケ所)	2,104 床 (26 ケ所)	50 床 (-ケ所)
介護老人保健施設	1,184 床 (12 ケ所)	1,194 床 (12 ケ所)	10 床 (-ケ所)
ケアハウス	226 床 (6 ケ所)	226 床 (6 ケ所)	-
養護老人ホーム	120 床 (2 ケ所)	120 床 (2 ケ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	111 床 (4 ケ所)	111 床 (4 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	54 床 (2 ケ所)	54 床 (2 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	629 床 (40 ケ所)	629 床 (40 ケ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	265 人/月 (16 ケ所)	272 人/月 (16 ケ所)	7 人/月 (-ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13 人/月 (2 ケ所)	47 人/月 (3 ケ所)	34 人/月 (1 ケ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 人/月 (2 ケ所)	28 人/月 (2 ケ所)	10 人/月 (-ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	24,600 回/年 (13 ケ所)	25,884 回/年 (13 ケ所)	1,284 回/年 (-ケ所)
地域包括支援センター	25 ケ所	25 ケ所	-

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

- ⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

■ 県央

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標  
【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】  
県全体と同様とする

- ② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、  
国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→7 市町村

- ③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度】

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,653 床 (39 ヶ所)	2,896 床 (41 ヶ所)	243 床 (2 ヶ所)
介護老人保健施設	1,576 床 (17 ヶ所)	1,576 床 (17 ヶ所)	-
ケアハウス	60 床 (2 ヶ所)	60 床 (2 ヶ所)	-
養護老人ホーム	110 床 (2 ヶ所)	110 床 (2 ヶ所)	-
地域密着型特別養護老人ホーム	47 床 (2 ヶ所)	47 床 (2 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	29 床 (1 ヶ所)	29 床 (1 ヶ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	30 床 (2 ヶ所)	30 床 (2 ヶ所)	-
認知症高齢者グループホーム	768 床 (46 ヶ所)	768 床 (46 ヶ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	267 人/月 (17 ヶ所)	320 人/月 (17 ヶ所)	53 人/月 (-ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 人/月 (2 ヶ所)	34 人/月 (2 ヶ所)	33 人/月 (-ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	5 人/月 (-ヶ所)	5 人/月 (-ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	21,241 回/年 (17 ヶ所)	22,364 回/年 (18 ヶ所)	1,123 回/年 (1 ヶ所)
地域包括支援センター	33 ヶ所	33 ヶ所	-

- ④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

- ⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】  
県全体と同様とする

■ 県西

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→10市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度】

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	1,532 床 (19 ヶ所)	1,532 床 (19 ヶ所)	-
介護老人保健施設	1,023 床 (10 ヶ所)	1,023 床 (10 ヶ所)	-
ケアハウス	30 床 (1 ヶ所)	30 床 (1 ヶ所)	-
養護老人ホーム	-	-	-
地域密着型特別養護老人ホーム	54 床 (2 ヶ所)	54 床 (2 ヶ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	-	-	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	-	-	-
認知症高齢者グループホーム	600 床 (37 ヶ所)	600 床 (37 ヶ所)	-
小規模多機能型居宅介護事業所	129 人/月 (10 ヶ所)	201 人/月 (10 ヶ所)	72 人/月 (-ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	30 人/月 (2 ヶ所)	36 人/月 (2 ヶ所)	6 人/月 (-ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 人/月 (1 ヶ所)	13 人/月 (1 ヶ所)	4 人/月 (-ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	9,316 回/年 (8 ヶ所)	10,065 回/年 (9 ヶ所)	749 回/年 (1 ヶ所)
地域包括支援センター	14 ヶ所	17 ヶ所	3 ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】

県全体と同様とする

## 2. 事業の評価方法

---

### (1) 関係者からの意見聴取の方法

平成 27 年 1 月 5 日～14 日	27 年度計画の意見募集にあたっての関係団体への個別説明
1 月 15 日～28 日	ホームページでの意見募集（2 週間）
2 月～6 月	県医師会ほか関係団体及び市町村と事業内容を調整
2 月 13 日	保健医療計画推進会議
4 月 22 日	保健医療計画推進会議
7 月 30 日	保健医療計画推進会議

### (2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、県医師会ほか関係団体、市町村、事業実施団体や、保健医療計画推進会議等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行うなどにより、計画を推進していきます。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No. 1】 がん診療連携拠点病院等医科歯科連携事業				【総事業費】	49,867 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	がん診療連携拠点病院、神奈川県がん診療連携指定病院					
事業の目標	<p>がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に医科歯科連携に携わる人材を配置し、医科歯科連携体制の充実を図る。</p> <p>(全ての「がん診療連携拠点」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行う 23 病院→25 病院)</p>					
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>がん診療における医科歯科連携体制を強化し、多くのがん患者に適切な口腔ケアを提供するため、がん患者の口腔ケアや地域歯科医療機関への紹介・連絡調整に従事する人材を配置する「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に対して、その経費の一部を助成する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	49,867 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	15,958 千円
		基金	国 (A)	24,933 千円	民	8,975 千円
			都道府県 (B)	12,467 千円		
			計 (A+B)	37,400 千円		
		その他 (C)	12,467 千円			
備考 (注3)	平成 27 年度 : 11,500 千円、平成 28 年度 : 25,900 千円					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No. 2】緩和ケア推進事業				【総事業費】 94,048 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	医療機関（「がん診療連携拠点病院」を除く）					
事業の目標	<p>身近な地域で、安心して充実した緩和ケアが受けられるように、県がん対策推進計画では、「平成 29 年(2017)年度までに、二次保健医療圏に 1 か所以上の緩和ケア病棟の整備をめざす。」ため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備として緩和ケア病棟の充実を図るとともに、地域における緩和ケアの提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みの構築を図る。</p> <p>（緩和ケア病棟整備数 16 施設→17 施設） （緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院→10 病院）</p>					
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備として緩和ケア病棟整備や地域における緩和ケア体制の充実のためのネットワークの構築・運営を支援する事業に対して、その経費の一部を助成する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	94,048 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	500 千円
		基金	国 (A)	47,024 千円		
			都道府県 (B)	23,512 千円	民	46,524 千円
			計 (A+B)	70,536 千円		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	23,512 千円			
備考 (注 3)	平成 27 年度：2,448 千円、平成 28 年度：68,088 千円					



事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業							
事業名	【No. 3】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業			【総事業費】 3, 630, 913 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体							
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設・設備整備事業に対して助成することにより、回復期病床の増床を図る。</li> <li>病床機能分化・転換に伴い、高度急性期から慢性期までの異なる病床機能の病棟に従事する可能性のある医療従事者に対して、キャリアパスを意識した研修・教育プログラムを作成・実施することにより、異なる病床機能の病棟及び在宅医療においても質の高い医療・看護が提供できる人材を確保・養成する。</li> <li>病院・診療所間連携及び在宅医療・介護の連携を図る情報システムを医療介護総合確保区域単位で導入する。</li> </ul>							
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期及び療養病床等から地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床への転換を行う医療機関の施設・設備整備に対して助成する。</li> <li>医師及び看護師等に対して複数の病棟で質の高い医療を提供できるような人材の育成・確保のための研修を医師会や看護協会等の医療関係団体へ委託する等して実施する。</li> <li>病院・診療所間での連携や在宅医療・介護の連携、情報共有を図るための、情報システムを導入する。</li> </ul>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		3, 630, 913 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公		
		基金	国 (A)	1, 854, 256 千円			民	1, 854, 256 千円
			都道府県 (B)	927, 128 千円				
			計 (A+B)	2, 781, 384 千円				
		その他 (C)	849, 529 千円	うち受託事業等 (再掲) (注2)				
備考 (注3)	平成 27 年度 585, 006 千円 平成 28 年度 2, 196, 378 千円							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No. 4】 かかりつけ歯科医普及定着推進事業				【総事業費】	2,190 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県、一般社団法人神奈川県歯科医師会						
事業の目標	<p>歯と口腔の健康づくりについて普及・啓発を行うことにより、歯科検診の受診者を増やすとともに、かかりつけ歯科医を持つ者の増加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医を持つ者の割合 事業実施対象団地：事前アンケート値→増加 県全体：48%（平成26年）→増加</li> </ul>						
事業の期間	平成27年10月16日～平成29年3月31日						
事業の内容	かかりつけ歯科医を持ち、歯と口腔の継続的な健康づくりを推進するため、高齢者の入居率が高い団地等の住民を対象に、歯科検診・相談・保健指導を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	2,190 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 千円	
	基金	国 (A)	1,094 千円		民	1,094 千円	
		都道府県 (B)	548 千円			うち受託事業等 (再掲) (注2)	1,094 千円
		計 (A+B)	1,642 千円				
	その他 (C)	548 千円			1,094 千円		
備考 (注3)	平成27年度：821千円 平成28年度：821千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業							
事業名	【No. 5】 在宅医療施策推進事業				【総事業費】	291,609 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県医師会、郡市区医師会							
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人の医療従事者のスキル向上を図る。(平成28年度～)</li> <li>・各市町村が実施する地域支援事業【在宅医療・介護連携推進事業】の取組みにおいて、国が示した事業項目全て開始した市町村数： 0市町村→33市町村</li> </ul>							
事業の期間	平成27年10月16日～平成32年3月31日							
事業の内容	<p>県内において、広域的または補完的に在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る必要な情報共有手段の構築、必要な研修などの事業に係る経費に対して助成する。</p> <p>ア 在宅医療トレーニングセンター事業 イ 郡市区医師会が実施する在宅医療の推進に資する事業</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		291,609 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 千円	
		基金	国 (A)			180,739 千円	民	180,739 千円
			都道府県 (B)			90,370 千円		
			計 (A+B)			271,109 千円		
		その他 (C)		20,500 千円			うち受託事業等 (再掲) (注2)	0 千円
備考 (注3)	<p>平成27年度：91,600千円 平成28年度：57,500千円 平成29年度：56,000千円 平成30年度：31,000千円 平成31年度：35,009千円</p>							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No. 6】小児等在宅医療連携拠点事業				【総事業費】 17,770 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域								
事業の実施主体	神奈川県								
事業の目標	研修会等を通じて、540 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。								
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日								
事業の内容	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築する。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		17,770 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	11,847 千円		
		基金	国 (A)			11,847 千円	民	0 千円	
			都道府県 (B)			5,923 千円		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	0 千円
			計 (A+B)			17,770 千円			
		その他 (C)		千円					
備考 (注 3)	平成 27 年度 : 4,163 千円、平成 28 年度 : 13,607 千円								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No. 7】 在宅歯科診療所設備整備事業				【総事業費】	247,120 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県、一般社団法人神奈川県歯科医師会						
事業の目標	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図る。(185 か所)						
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>ア 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。</p> <p>イ アで整備を行う在宅歯科医療用機器等に係る検討のため開催する委員会の経費に対し助成する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		247,120 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	千円
		基金	国 (A)	123,560 千円		民	123,560 千円
			都道府県 (B)	61,780 千円			
			計 (A+B)	185,340 千円			
		その他 (C)		61,780 千円			うち受託事業等 (再掲) (注2) 千円
備考 (注3)	平成 27 年度 : 100,234 千円、平成 28 年度 : 85,106 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																																																														
事業名	【No. 8】 介護施設等整備事業	【総事業費】	2, 471, 938 千円																																																												
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域																																																														
事業の実施主体	神奈川県、市町村																																																														
事業の目標	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 26 年度 (A)</th> <th>平成 27 年度 (B)</th> <th>増減 (B) - (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>32, 644 床 (389 ケ所)</td> <td>33, 710 床 (397 ケ所)</td> <td>1, 066 床 (8 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>19, 935 床 (184 ケ所)</td> <td>20, 045 床 (185 ケ所)</td> <td>110 床 (1 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>1, 312 床 (25 ケ所)</td> <td>1, 312 床 (25 ケ所)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>1, 480 床 (18 ケ所)</td> <td>1, 400 床 (18 ケ所)</td> <td>△80 床 (-ケ所)</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>673 床 (25 ケ所)</td> <td>673 床 (25 ケ所)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 (定員 29 人以下)</td> <td>121 床 (5 ケ所)</td> <td>121 床 (5 ケ所)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム (定員 29 人以下)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス (定員 29 人以下)</td> <td>191 床 (10 ケ所)</td> <td>191 床 (10 ケ所)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>11, 608 床 (705 ケ所)</td> <td>11, 986 床 (726 ケ所)</td> <td>378 床 (21 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>3, 899 人/月 (261 ケ所)</td> <td>4, 823 人/月 (285 ケ所)</td> <td>924 人/月 (24 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>661 人/月 (61 ケ所)</td> <td>1, 117 人/月 (71 ケ所)</td> <td>456 人/月 (10 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>237 人/月 (20 ケ所)</td> <td>433 人/月 (26 ケ所)</td> <td>196 人/月 (6 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>489, 827 回/年 (285 ケ所)</td> <td>521, 769 回/年 (287 ケ所)</td> <td>31, 942 回/年 (2 ケ所)</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>340 ケ所</td> <td>347 ケ所</td> <td>7 ケ所</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)	特別養護老人ホーム	32, 644 床 (389 ケ所)	33, 710 床 (397 ケ所)	1, 066 床 (8 ケ所)	介護老人保健施設	19, 935 床 (184 ケ所)	20, 045 床 (185 ケ所)	110 床 (1 ケ所)	ケアハウス	1, 312 床 (25 ケ所)	1, 312 床 (25 ケ所)	-	養護老人ホーム	1, 480 床 (18 ケ所)	1, 400 床 (18 ケ所)	△80 床 (-ケ所)	地域密着型特別養護老人ホーム	673 床 (25 ケ所)	673 床 (25 ケ所)	-	介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	121 床 (5 ケ所)	121 床 (5 ケ所)	-	養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-	ケアハウス (定員 29 人以下)	191 床 (10 ケ所)	191 床 (10 ケ所)	-	認知症高齢者グループホーム	11, 608 床 (705 ケ所)	11, 986 床 (726 ケ所)	378 床 (21 ケ所)	小規模多機能型居宅介護事業所	3, 899 人/月 (261 ケ所)	4, 823 人/月 (285 ケ所)	924 人/月 (24 ケ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	661 人/月 (61 ケ所)	1, 117 人/月 (71 ケ所)	456 人/月 (10 ケ所)	看護小規模多機能型居宅介護事業所	237 人/月 (20 ケ所)	433 人/月 (26 ケ所)	196 人/月 (6 ケ所)	認知症対応型デイサービスセンター	489, 827 回/年 (285 ケ所)	521, 769 回/年 (287 ケ所)	31, 942 回/年 (2 ケ所)	地域包括支援センター	340 ケ所	347 ケ所	7 ケ所
区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)																																																												
特別養護老人ホーム	32, 644 床 (389 ケ所)	33, 710 床 (397 ケ所)	1, 066 床 (8 ケ所)																																																												
介護老人保健施設	19, 935 床 (184 ケ所)	20, 045 床 (185 ケ所)	110 床 (1 ケ所)																																																												
ケアハウス	1, 312 床 (25 ケ所)	1, 312 床 (25 ケ所)	-																																																												
養護老人ホーム	1, 480 床 (18 ケ所)	1, 400 床 (18 ケ所)	△80 床 (-ケ所)																																																												
地域密着型特別養護老人ホーム	673 床 (25 ケ所)	673 床 (25 ケ所)	-																																																												
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	121 床 (5 ケ所)	121 床 (5 ケ所)	-																																																												
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-																																																												
ケアハウス (定員 29 人以下)	191 床 (10 ケ所)	191 床 (10 ケ所)	-																																																												
認知症高齢者グループホーム	11, 608 床 (705 ケ所)	11, 986 床 (726 ケ所)	378 床 (21 ケ所)																																																												
小規模多機能型居宅介護事業所	3, 899 人/月 (261 ケ所)	4, 823 人/月 (285 ケ所)	924 人/月 (24 ケ所)																																																												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	661 人/月 (61 ケ所)	1, 117 人/月 (71 ケ所)	456 人/月 (10 ケ所)																																																												
看護小規模多機能型居宅介護事業所	237 人/月 (20 ケ所)	433 人/月 (26 ケ所)	196 人/月 (6 ケ所)																																																												
認知症対応型デイサービスセンター	489, 827 回/年 (285 ケ所)	521, 769 回/年 (287 ケ所)	31, 942 回/年 (2 ケ所)																																																												
地域包括支援センター	340 ケ所	347 ケ所	7 ケ所																																																												
事業の期間	平成 27 年 7 月 13 日～平成 28 年 3 月 31 日																																																														
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>6 ケ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>20 ケ所</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>2 ケ所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>9 ケ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>6 ケ所</td> </tr> </tbody> </table>			整備予定施設等		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所	小規模多機能型居宅介護事業所	20 ケ所	認知症対応型デイサービスセンター	2 ケ所	認知症高齢者グループホーム	9 ケ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 ケ所																																																
整備予定施設等																																																															
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所																																																														
小規模多機能型居宅介護事業所	20 ケ所																																																														
認知症対応型デイサービスセンター	2 ケ所																																																														
認知症高齢者グループホーム	9 ケ所																																																														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 ケ所																																																														

介護予防拠点	1ヶ所
地域包括支援センター	3ヶ所

②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。

整備予定施設等	
特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	986 人【定員数】
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 人【定員数】
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	10 人【定員数】
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10ヶ所【施設数】
小規模多機能型居宅介護事業所	195 人【宿泊定員数】
認知症高齢者グループホーム	216 人【定員数】
複合型サービス事業所	63 人【宿泊定員数】

③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。

整備予定施設等	
特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1 施設

④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。

整備予定施設等	
既存の特養多床室プライバシー保護のための改修	210 床

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)
			国 (A)	都道府県 (B)	
	①地域密着型サービス施設等の整備	1,188,510 千円	792,340 千円	396,170 千円	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	1,090,390 千円	726,926 千円	363,464 千円	
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	46,038 千円	30,692 千円	15,346 千円	
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	147,000 千円	98,000 千円	49,000 千円	
金額	総事業費 (A+B+C)	2,471,938 千円	基金充当額 (国費)における公民の別 (注3) (注4)		公
	国 (A)	1,647,958 千円			民
	都道府県 (B)	823,980 千円			
					1,647,958 千円

		計 (A+B)	2,471,938 千円		うち受託事業等 (再掲)
		その他 (C)			
備考 (注5)					

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 9】 がん診療口腔ケア推進事業				【総事業費】	15,416 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	がん診療連携拠点病院、神奈川県がん診療連携指定病院					
事業の目標	<p>がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、広く地域を含めた医療従事者の理解や知識を深めることを目標とする。</p> <p>(全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行う 23 病院→25 病院)</p>					
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>地域を含めた医療従事者が、がん患者の口腔ケアに関する基本的知識や必要性を理解し、がん患者に対する口腔ケアの実施を推進するため、歯科医師会と連携協力して、院内でがん診療に携わる医療従事者や地域の医師・歯科医師等を対象とした研修会を開催する「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に対して、その経費の一部を助成する。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	15,416 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	4,939 千円
		基金	国 (A)	7,717 千円	民	2,778 千円
			都道府県 (B)	3,858 千円		
			計 (A+B)	11,575 千円		
		その他 (C)	3,841 千円			うち受託事業等 (再掲) (注 2) 0 千円
備考 (注 3)	平成 27 年度 : 3,225 千円、平成 28 年度 : 8,350 千円					

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 10】 地域口腔ケア連携推進事業				【総事業費】 3,466 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	<p>看護職等への適切な口腔ケアに関する研修の実施により、当該病棟における効果的な口腔ケア実施体制を構築し、肺炎等の発症予防と入院期間の短縮を図る。</p> <p>事業実施病棟・誤嚥性肺炎発症率（事業開始前）→減少  ・平均在院日数（事業開始前）→減少  県全体：24.0 日（平成 26 年度、全病床）→減少</p>					
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの実施体制を構築するため、当該区域の病院に勤務する病院看護職等を対象に、日常的な口腔ケアに関する知識及び技術を学ぶ研修を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	3,466 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	2,310 千円
		基金	国 (A)	2,310 千円		
			都道府県 (B)	1,156 千円	民	0 千円
			計 (A+B)	3,466 千円		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	0 千円			千円
備考 (注 3)	平成 27 年度：1,733 千円、平成 28 年度：1,733 千円					

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No. 11】臨床研修医確保・定着支援事業				【総事業費】 30,438 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、医療関係団体							
事業の目標	<p>不足している診療科の医師の確保や医師の県内定着を図るため、合同説明会等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研修医の採用数：都道府県定員上限数の採用を目指す</li> <li>人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人（H24 末） →239.16 人</li> </ul>							
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日							
事業の内容	医学生を対象に県内臨床研修病院による合同説明会を開催すると共に、確保した臨床研修医に対するオリエンテーションを開催する。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		30,438 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	千円	
		基金	国 (A)					20,292 千円
			都道府県 (B)					10,146 千円
			計 (A+B)					30,438 千円
		その他 (C)		千円				民
			うち受託事業等 (再掲) (注2)	千円				
備考 (注3)	平成 27 年度：5,086 千円、平成 28～31 年度：各年度 6,338 千円							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 12】産科医師確保支援事業				【総事業費】 57,334 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県産科婦人科医会、横浜市立大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学、東海大学					
事業の目標	産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施し、産婦人科医の県内の定着を図る。 ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→239.16 人 ・産科医・産婦人科医師数 699 人(H24 年度) → 750 人					
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日					
事業の内容	産婦人科医の県内の定着を図るため、医学生及び研修医を対象とした産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		57,334 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公    民    うち受託事業等 (再掲) (注2)
		基金	国 (A)	28,667 千円		
			都道府県 (B)	14,333 千円		
			計 (A+B)	43,000 千円		
		その他 (C)	14,334 千円			
備考 (注3)	平成 27 年度 3,000 千円 平成 28～31 年度：各年度 10,000 千円					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 13】 女性医師等就労支援事業				【総事業費】	569,882 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	女性医師等の就業支援を実施する医療機関						
事業の目標	医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。 ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→239.16 人						
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 32 年 3 月 31 日						
事業の内容	女性医師等の離職防止等を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備などの経費に対して支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		569,882 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	千円
		基金	国 (A)	284,941 千円		民	千円
			都道府県 (B)	142,470 千円			千円
			計 (A+B)	427,411 千円			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	142,471 千円	千円			
備考 (注3)	平成 27 年度：27,411 千円、平成 28～31 年度：各年度 100,000 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 14】 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業				【総事業費】 3,158 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	<p>障害福祉サービス事業所等において、医療ケアが必要な重度重複障害児者等への支援ニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、重度重複障害者等に対するケアの特殊性などにより、慢性的に看護師が不足しているため、看護師の養成等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師養成研修 40名</li> <li>・普及啓発研修 障害保健福祉圏域を基本に実施し、計8回開催</li> </ul>					
事業の期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日					
事業の内容	<p>神奈川県より神奈川県看護協会が委託を受け、看護師を対象として、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について、福祉現場での実習や特定の専門分野に関する知識と技術を習得する研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	3,158 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 千円
		基金	国 (A)	2,105 千円	民	2,105 千円
			都道府県 (B)	1,053 千円		うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A+B)	3,158 千円		2,105 千円
			その他 (C)	0 千円		
備考 (注3)	平成27年度：1,308千円、平成28年度：1,850千円					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 15】 訪問看護師離職防止事業				【総事業費】	1,800 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	横浜						
事業の実施主体	横浜市						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における訪問看護師の確保及び定着を図る。</li> <li>・横浜市の訪問看護師離職率（H25 年度 16.3%）を病院における離職率の全国平均（H25 年度 11.0%）まで低下させる。</li> </ul>						
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	訪問看護に従事している看護職員を対象とし、離職防止を目的とした研修に係る経費に対し助成する						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	1,800 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	千円	
	基金	国 (A)	900 千円		民	900 千円	
		都道府県 (B)	450 千円			うち受託事業等 (再掲) (注2)	900 千円
		計 (A+B)	1,350 千円				
	その他 (C)	450 千円	900 千円				
備考 (注3)	平成 27 年度 : 600 千円、平成 28 年度 : 750 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 16】精神疾患に対応する医療従事者確保事業				【総事業費】 31,585 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	ア 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 イ 神奈川県					
事業の目標	ア 認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成を図る 神奈川県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師各病院に養成 新人看護職員 207 名 中堅看護職員 276 名 イ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者が専門的な治療の提供を受けられるようにするため、中心的な役割を担う拠点病院（県内 2 箇所）が主体となり、身体科の医師等へ、患者の治療方法や対応方法についての知識の普及や知見の集積を図る					
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～平成 29 年 3 月 31 日					
事業の内容	ア 神奈川県内の精神科看護に従事する新人看護職員と中堅看護職員それぞれに対し、認知行動療法等に関する研修を行い、精神科医療に従事する専門職として、良質な看護サービスを提供するための知識や技術の習得を図るとともに、その人材を確保、養成する。 イ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する治療の中心的な役割を担う救急医療機関（拠点病院）において、精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、精神疾患を伴う身体疾患の救急患者が専門的な治療を提供できる人材を確保、養成する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	31,585 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	千円
	基金	国 (A)	20,792 千円		民	20,792 千円
		都道府県 (B)	10,396 千円			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		計 (A+B)	31,188 千円			20,000 千円
		その他 (C)	397 千円			
備考 (注 3)	平成 27 年度 : 356 千円、平成 28 年度 : 30,832 千円					



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No. 17】 看護専任教員養成・確保支援事業				【総事業費】 63,256 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、看護師等養成所							
事業の目標	看護師等養成所における恒常的な看護専任教員不足を解消するため、48名の看護専任教員を確保する。							
事業の期間	平成27年10月16日～平成28年12月31日							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護専任教員に興味のある看護師を対象に、看護師養成・看護教育の現状等を知る研修等を実施し、さらに受講した看護師を対象に、看護師等養成所への就職に結びつける事業を実施する。</li> <li>・専任教員の資格を有しない養成所の所属職員へ、専任教員養成課程を受講させ、資格の取得を促す養成所に対し、受講者の代替職員に係る人件費を助成する。</li> </ul>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		63,256 千円	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公     民	千円	
		基金	国 (A)	16,127 千円				16,127 千円
			都道府県 (B)	8,063 千円				
			計 (A+B)	24,190 千円				
		その他 (C)	39,066 千円	うち受託事業等 (再掲) (注2) 3,105 千円				
備考 (注3)	平成27年度：4,014千円、平成28年度：20,176千円							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 基盤整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 介護人材確保対策連携強化事業						
事業名	【No. 18】福祉人材確保等基盤整備事業			【総事業費】	175,690 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保にかかる協議会の開催（本体会議年2回、ワーキング年4回）</li> <li>・人材育成評価制度の設計及び周知等実施準備</li> <li>・福祉人材センター機能の地域展開（地域密着型就労支援） 就職相談会2回×4地区、福祉の仕事を知る懇談会2回×4地区 福祉の施設見学会2回×4地区 介護福祉士人材バンク登録事業の広報・周知</li> </ul>						
事業の期間	平成27年8月1日～平成32年3月31日						
事業の内容	<p>ア 関係団体による協議会を設置し、福祉人材確保にかかる共通課題の解決の方策や効果的な取組の検討を行う。</p> <p>イ 介護サービスの質の向上に向けた人材育成評価制度の調査・研究及び設計を行い、導入に向けた周知等の実施準備を行う。</p> <p>ウ 福祉人材センターの機能を地域展開し、県内4地域において、福祉専門の就労相談機能を強化し人材確保を図るとともに、人材のすそ野拡大に向けて、福祉の仕事の魅力普及啓発等に取り組む。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民  うち受託事業等(再掲) (注2) 117,127(千円)		
		(A+B+C)				175,690(千円)	
		基金	国(A)			117,127(千円)	
			都道府県(B)			58,563(千円)	
			計(A+B)			175,690(千円)	
その他(C)		(千円)					
備考(注3)	平成27年度 35,138千円、平成28年度 35,138千円、平成29年度 35,138千円、平成30年度 35,138千円、平成31年度 35,138千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業						
事業名	【No. 19】生活支援・移動サービス担い手養成事業				【総事業費】	4,651 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の目標	生活支援・移動サービスの担い手の養成者数 1,040 人						
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>ア 生活支援サービス担い手養成事業 地域のボランティア団体やNPO等を対象に、生活支援サービスの担い手としての養成研修を実施。</p> <p>イ 移動（移送）サービス従事者養成研修 移動（移送）サービスを実施する団体や地域住民を対象に、当該サービスに係る従事者としての養成研修を実施。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		4,651(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)			3,101(千円)	民
	都道府県(B)		1,550(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2)	
	計(A+B)		4,651(千円)			3,101(千円)	
	その他(C)		(千円)				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業					
事業名	【No. 20】 職業高校教育指導事業				【総事業費】	659 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	少子高齢社会で必要とされる人材育成のため、福祉施設での実習を行い、専門的な技術や知識を学び、福祉の心を育むとともに、実技・技術に裏打ちされた実践力を身に付ける。					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、当該福祉施設に謝礼を支払う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	659(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	439(千円)
	基金	国 (A)	439(千円)		民	(千円)
		都道府県 (B)	220(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
		計 (A+B)	659(千円)			
	その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者、女性、高齢者)に応じたマッチング機能強化事業								
事業名	【No. 21】介護人材マッチング機能強化事業				【総事業費】	86,139千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域								
事業の実施主体	神奈川県、法人等								
事業の目標	福祉・介護に関心のある者、就労を希望する者に対し、福祉の職場体験や就労相談等を実施し、福祉・介護分野への就労につなげ、人材の確保と定着を図る。								
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日								
事業の内容	ア かながわ福祉人材センターにおける福祉介護人材キャリア支援専門員の配置 イ 外国籍県民等を対象とした介護の資格取得支援及び就労・定着支援								
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		86,139(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	1,109(千円)		
		基金	国(A)			57,426(千円)	民	56,317(千円)	
			都道府県(B)			28,713(千円)		うち受託事業等(再掲)(注2)	53,414(千円)
			計(A+B)			86,139(千円)			
		その他(C)		(千円)					
備考(注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ支援事業					
事業名	【No. 22】 喀痰吸引等研修支援事業				【総事業費】	18,130 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	医療的ケアを行う介護職員を養成 施設：700 人／年 在宅：580 人／年					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	ア 喀痰吸引等研修の現地研修受入事業所に協力金を支給 イ 研修時の医師指示及び指導看護師の指導に対する補填 ウ 指示書を作成する医師及び現地研修を指導する看護師への研修実施					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	18,130(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	10,922(千円)
	基金	国 (A)	12,086(千円)		民	1,164(千円)
		都道府県 (B)	6,044(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	1,164(千円)
		計 (A+B)	18,130(千円)			
	その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No. 23】 喀痰吸引等研修事業				【総事業費】	14,501 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	医療的ケア等に関する必要な知識・技術を備えた人材を養成するとともに、介護職員に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる指導看護師の人材養成を行う。					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	不特定多数の者を対象に喀痰吸引等ができる第一号研修、第二号研修及び特定の者を対象に喀痰吸引ができる第三号研修を介護職員等に対して実施する。また、指導者育成事業として、看護師資格を所有し、介護職員に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講した者等による事前の講習会（伝達講習）を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	14,501(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	9,667(千円)		民	9,667(千円)
		都道府県 (B)	4,834(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		計 (A+B)	14,501(千円)			9,667(千円)
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No. 24】 高齢者施設等職員研修事業				【総事業費】	820 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	高齢者施設等の職員の資質及び技術の向上を図り、もって高齢者福祉及び介護事業の健全な発展と本県の高齢者福祉行政を円滑に推進するために必要な研修を行う。					
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	本事業の研修対象者は、業務の実施状況等の管理について一元的に行う責務を担う管理者(施設長)及び直接入所者の処遇に当たる職員である介護職員及び看護職員とし、それぞれの職種に対し、現場の実情や課題に応じた最新の介護技術や職員の意識啓発等を図ることができるテーマを設定し実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	820(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	547(千円)		民	547(千円)
		都道府県 (B)	273(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	547(千円)
		計 (A+B)	820(千円)			
	その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No. 25】 看護師管理能力養成研修事業				【総事業費】	787 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の目標	介護保険施設等におけるより質の高いサービス提供					
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日					
事業の内容	介護保険施設等の看護部門の統括者を対象に、施設運営上での課題や解決に向けた取組みを学び、マネジメント能力を向上させる研修を実施する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	787 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	525 (千円)		民	525 (千円)
		都道府県 (B)	262 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	525 (千円)
		計 (A+B)	787 (千円)			
	その他 (C)	0 (千円)				
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No. 26】 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業				【総事業費】 45,743 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県、介護サービス事業者						
事業の目標	介護職員がキャリアアップのための研修を受講しやすい環境を整備し、介護人材の定着とサービスの向上を図る。						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	ア 介護チームのリーダー養成研修 イ 介護職員初任者研修受講支援事業 ウ 介護職員実務者研修受講のための代替要員確保対策事業						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		45,743(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	1,520(千円)
		基金	国 (A)			27,829(千円)	民
	都道府県 (B)		13,914(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2)		4,842(千円)	
	計 (A+B)		41,743(千円)				
	その他 (C)		4,000(千円)				
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保のための事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業						
事業名	【No. 27】 地域密着型サービス関係研修事業				【総事業費】	6,790 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の目標	2025 年に向けた地域包括ケアシステムの構築のため、「かながわ高齢者保健福祉計画」に定めた、地域密着型サービスの充実に必要な人材を育成する。						
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	介護人材の不足に対応するため、以下の 3 事業を実施する。 ア 認知症対応型サービス事業開設者研修 イ 認知症対応型サービス事業管理者研修 ウ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		6,790 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)
		基金	国 (A)			3,018 (千円)	民
	都道府県 (B)		1,509 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 2)	
	計 (A+B)		4,527 (千円)			3,018 (千円)	
	その他 (C)		2,263 (千円)				
備考 (注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 28】 認知症ケア人材育成推進事業	【総事業費】 12,491千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	事業内容ア、イ：横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西 事業内容ウ：横浜、川崎、相模原 事業内容エ：県全域	
事業の実施主体	事業内容ア、イ：神奈川県 事業内容ウ：横浜市、川崎市、相模原市 事業内容エ：神奈川県	
事業の目標	認知症ケアに携わる人材育成のため、各種研修等を実施し、より質が高く適切な認知症医療・介護の提供を推進する。	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>ア 認知症医療支援事業費</p> <p>(1) 認知症サポート医養成研修事業 認知症の診療に習熟した医師を「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成する。</p> <p>(2) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業 かかりつけ医を対象として、認知症対応力の向上を図る研修を実施する。</p> <p>(3) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 病院勤務の医師、看護師等の医療従事者を対象とした認知症対応力向上を図る研修を実施する。</p> <p>イ 認知症介護研修事業費</p> <p>(1) 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護指導者として、認知症介護実践研修に講師として参画している者等を「認知症介護指導者フォローアップ研修」に派遣する。</p> <p>ウ 認知症医療支援事業費補助</p> <p>(1) 認知症サポート医養成研修事業・認知症サポート医フォローアップ研修 認知症の診療に習熟した医師を「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医を対象としたフォローアップの研修を実施する。</p> <p>(2) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業 かかりつけ医を対象として、認知症対応力の向上を図る研修を実施する。</p>	

	<p>(3) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 病院勤務の医師、看護師等の医療従事者を対象とした認知症対応力向上を図る研修を実施する。</p> <p>(4) 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護指導者として、認知症介護実践研修に講師として参画している者等を「認知症介護指導者フォローアップ研修」に派遣する。</p> <p>エ 認知症地域支援等研修事業費 平成30年度までに県内全ての市町村への認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置の実現を図ることとし次の事業を行う。</p> <p>(1) 認知症初期集中支援チーム員研修 「認知症初期集中支援チーム」に携わる専門職を対象として、「認知症初期集中支援チーム員研修」に派遣し、チーム員を養成する。</p> <p>(2) 認知症地域支援推進員研修事業 認知症地域支援推進員の資質向上に向けた研修を実施する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		12,491(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	8,327(千円)
		基金	国(A)			8,327(千円)	民
	都道府県(B)		4,164(千円)	うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)			
	計(A+B)		12,491(千円)				
	その他(C)		0(千円)				
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 29】 地域包括ケア人材育成推進事業	【総事業費】 7,700 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の目標	市町村や、地域包括支援センターが行う地域ケア会議への専門職員の派遣、生活支援コーディネーター養成研修等を実施し、地域包括ケアシステムの構築に資する人材育成と資質向上を推進する。 ・地域ケア会議及び地域包括ケア会議の開催回数 1,500 回 ・生活支援コーディネーター養成研修 県内で6回開催 ・「リハビリテーション活動支援事業」の平成28年度実施市町村数 10市町村	
事業の期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日	
事業の内容	<p>ア 地域ケア多職種協働推進事業費</p> <p>(1) 広域的な地域ケア会議の設置・運営：地域における医療と介護の連携に関する課題等の情報交換と検討を行う。</p> <p>(2) 専門職員派遣事業：市町村単独では確保が困難な専門職を派遣し、地域ケア会議等における助言を行い、地域包括支援センター等を支援する。</p> <p>イ 生活支援コーディネーター養成研修事業費 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を養成するための研修を実施する。</p> <p>ウ リハビリテーション専門職介護予防指導研修事業費 リハビリテーション専門職に対して介護予防等についての研修を実施し、市町村が「地域リハビリテーション活動支援事業」に取り組めるよう支援する。</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		7,700(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	835(千円)
		基金	国 (A)	5,133(千円)		民	4,298(千円)
	都道府県 (B)		2,567(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2)	
	計 (A+B)		7,700(千円)			4,298(千円)	
		その他 (C)	(千円)				
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業					
事業名	【No. 30】 権利擁護人材育成事業				【総事業費】	35,764 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県、市町村					
事業の目標	認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、本県の法人後見及び市民後見の受任割合を5年間で全国平均まで1.5%高めることを目指す。					
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
事業の内容	ア 法人後見担当者の人材育成支援 (法人後見担当者基礎研修、法人後見担当者困難事例相談事業、法人後見関係意見交換会) イ 市町村における市民後見人養成等の取組みに対し助成					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	35,764(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 21,800
	基金	国(A)	23,843(千円)		民	(千円) 2,043
		都道府県(B)	11,921(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注2)	(千円) 2,043
		計(A+B)	35,764(千円)			
	その他(C)	(千円)				
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及促進事業						
事業名	【No. 31】 介護事業経営マネジメント支援事業				【総事業費】	18,542 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の目標	介護事業を行う中小規模の事業所経営者層を対象に、介護人材にかかるマネジメント支援を行うことにより、介護従事者の労働環境を整備し、介護人材の確保・定着と質の向上を図る。						
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	中小規模の介護サービス事業経営者向けのセミナーを開催し、意識改革の契機とするとともに、マネジメントが必要な事業者に対して、経営アドバイザー（社労士、税理士、経営コンサルタント）を派遣し、指導・助言を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		18,542(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)			12,361(千円)	民
	都道府県 (B)		6,181(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2)			
	計 (A+B)		18,542(千円)	12,361(千円)			
	その他 (C)		(千円)				
備考 (注3)	平成 27 年度 9,384 千円、平成 28 年度 9,158 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業							
事業名	【No. 32】 介護ロボット導入支援事業				【総事業費】 77,854 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、介護サービス事業者							
事業の目標	介護ロボットの導入台数 平成 27 年度 200 台、平成 28 年度 200 台、平成 29 年度 200 台							
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日							
事業の内容	介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについて導入支援の補助を行う。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		77,854(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	41,435 (千円)	
		基金	国 (A)			51,903(千円)	民	10,468(千円)
			都道府県 (B)			25,951(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2)	
			計 (A+B)			77,854(千円)	10,468(千円)	
		その他 (C)		(千円)				
備考 (注3)	平成 27 年度 25,854 千円 平成 28 年度 26,000 千円 平成 29 年度 26,000 千円							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## 事業担当課一覧

No.	事業名	担当課
<b>1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業</b>		
1	がん診療連携拠点病院等医科歯科連携事業	がん対策課
2	緩和ケア推進事業	がん対策課
3	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	医療課
<b>2 居宅等における医療の提供に関する事業</b>		
4	かかりつけ歯科医普及定着推進事業	健康増進課
5	在宅医療施策推進事業	医療課
6	小児等在宅医療連携拠点事業	医療課
7	在宅歯科診療所設備整備事業	医療課
<b>3 介護施設等の整備に関する事業</b>		
8	介護施設等整備事業	高齢施設課
<b>4 医療従事者の確保に関する事業</b>		
9	がん診療口腔ケア推進事業	がん対策課
10	地域口腔ケア連携推進事業	健康増進課
11	臨床研修医確保・定着支援事業	医療課
12	産科医師確保支援事業	医療課
13	女性医師等就労支援事業	医療課
14	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	障害サービス課
15	訪問看護師離職防止事業	保健人材課
16	精神疾患に対応する医療従事者確保事業	保健予防課
17	看護専任教員養成・確保支援事業	保健人材課
<b>5 介護従事者の確保に関する事業</b>		
18	福祉人材確保等基盤整備事業	地域福祉課
19	生活支援・移動サービス担い手養成事業	地域福祉課
20	職業高校教育指導事業	高校教育課
21	介護人材マッチング機能強化事業	地域福祉課・保健人材課
22	喀痰吸引等研修支援事業	介護保険課
23	喀痰吸引等研修事業	高齢施設課・障害福祉課
24	高齢者施設等職員研修事業	高齢施設課
25	看護師管理能力養成研修事業	高齢社会課
26	介護人材キャリアアップ研修受講促進事業	地域福祉課
27	地域密着型サービス関係研修事業	高齢施設課
28	認知症ケア人材育成推進事業	高齢社会課
29	地域包括ケア人材育成推進事業	高齢社会課
30	権利擁護人材育成事業	地域福祉課
31	介護事業経営マネジメント支援事業	地域福祉課
32	介護ロボット導入支援事業	高齢社会課

# 平成 26 年度神奈川県計画に関する 事後評価

平成 27 年 8 月  
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

・平成 27 年 7 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

## 2. 目標の達成状況

平成26年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、平成26年度終了時における目標の達成状況について記載。

### 平成26年度神奈川県計画に規定する目標

#### ■神奈川県全体（目標）

##### ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標

##### ア 在宅医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

- 在宅医療連携拠点の整備  
在宅医療を推進するにあたり、在宅医療や介護の連携を図るための拠点が必要であることから、県内全ての市町村に拠点を整備する。(33市町村)
- 在宅医療推進協議会の設置  
県全域で、在宅医療・介護関係者等で構成される「県在宅医療推進協議会」を設置するとともに、各地域包括ケア会議の単位で「地域在宅医療推進協議会」を設置し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有を図り、在宅医療施策を推進する。(県1か所、地域8か所)
- 地域医師看取り検案研修事業  
本県においては、超高齢社会にあつて、かかりつけ医等、日頃から患者の状態を理解している地域の医師が看取りや検案に対応できるようになることを目標とする。(研修会への参加医師数：600名)

##### イ 在宅歯科医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

- 在宅歯科医療連携拠点の整備  
在宅歯科医療を推進するにあたり、在宅歯科医療と医科・介護の連携を図るための拠点が必要であることから、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置する。(中央1か所、地域22か所)
- 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器の整備  
在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。(2か年：200か所)

##### エ 退院支援委員会参画支援事業【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

- 県内の精神科病院（63機関）における退院支援委員会の開催にあたり、地域援助事業者等の参画を支援することによって、地域における医療と福祉の連携体制の推進を図る。  
(退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながる患者数 900人)

**オ 在宅医療（薬剤）事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 急速な高齢化が進むことに伴い、在宅医療（薬剤）を推進する必要があるが、実施するのにあたり、次の課題を解決し、高齢者・患者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。
  - ・ 訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成並びに在宅受入薬局の周知。
  - ・ 薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給。
  - ・ 病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援。

**② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標**

**ア 医師確保関連事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、以下に記載する医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。
  - ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→207.7 人
  - ・ 産科後期研修医数 83 人→85 人
  - ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所→44 カ所
  - ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 537 人→537 人（現状維持）
  - ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 118 人→118 人（現状維持）
  - ・ 分娩取扱件数 64,887 件→ 64,887 件（現状維持）
- 分娩取扱施設が減少傾向にある中、高齢出産などのハイリスク分娩が増えており、安全を最優先に考えた帝王切開術が増加していくことが見込まれるため、帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の一部を支援することにより、地域における安心・安全な分娩提供体制を確保する。
- 集団研修や医業分野アドバイザー等を派遣することにより、医療機関が自主的に行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援することにより、医療機関の勤務環境改善を促すとともに、医療従事者の確保に資する。
- 小児医療の充実、特に夜間や休日の小児救急医療体制を確保し、初期・二次・三次救急の連携を充実させることにより安定的な小児救急医療体制整備を行い、小児医療従事者の負担軽減及び人員の充実を図る。

**イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 訪問看護に関する課題及び対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、訪問看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施することに

より、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を目標とする。

- 本県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。
- 急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要増加への対応及び、在宅歯科医療の推進等のため歯科衛生士等の人材を確保することを目標とする。

**ウ 歯科衛生士による口腔咽頭吸引実習事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 本県においては、歯科保健業務に従事している歯科衛生士等に対し、最新の知識、技術の習得等について研修や啓発を行うとしている。そこで、在宅で療養する要介護者（気管切開患者や嚥下障害者）への歯科保健医療の一貫として、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士を育成することを目標とする。（目標とする育成数 90 名（2 カ年計画））

**平成26年度終了時における目標の達成状況**

**□神奈川県全体（達成状況）**

**【継続中（平成26年度の状況）】**

**1) 目標の達成状況**

**① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**

**ア 在宅医療推進施策事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 在宅医療連携拠点や相談窓口を、33 市町村中、5 市町に整備済み
- 県在宅医療推進協議会、地域在宅医療推進協議会を設置
- 地域の医師が看取りや検案に対応できるようにするための研修会を実施  
1 回・50 名参加

**イ 在宅歯科医療推進施策事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室 1 か所、地域連携室 10 か所を整備
- 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器を 60 か所に整備

**エ 退院支援委員会参画支援事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- 県内の精神科病院の退院支援委員会の開催にあたり、地域援助事業者等の招聘に対し補助を開始（平成 27 年 1 月 6 日～）。退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながった患者数 2 件。

**オ 在宅医療（薬剤）事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】**

- ・ 研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進



訪問薬剤管理指導研修 2回開催（受講者数 163 名）

褥瘡対応研修 1回開催（受講者数 108 名）

- ・ 医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給に向けて、協議会を設立
- ・ 病院に復職・再就職等を希望する薬剤師向けの研修を実施  
1回開催（受講者数 6 名）  
(27 年度は、薬局への復職希望薬剤師向け研修も開催予定)

## ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標

### ア 医師確保関連事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】

- 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。
  - ・ 産科後期研修医数 59 人
  - ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所
  - ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 526 人
  - ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 118 人
  - ・ 分娩取扱件数 65,469 件
- 高齢出産などのハイリスク分娩の増加に対応するため、帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の支援などにより、地域における安心・安全な分娩提供体制の確保に努めた。
- 勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関の勤務環境改善への取組みを促進した。
- 夜間や休日の小児二次救急医療体制確保への支援や小児医療相談等の実施により、初期・二次・三次救急の連携を充実させ、小児医療従事者の負担軽減を図った。

### イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】

- 訪問看護に関する課題及び対応策の検討や、訪問看護のニーズに対応できる看護人材育成などにより、質の高い訪問看護体制の構築を進めた。
  - ・ 訪問看護推進協議会 協議会：2 回、同作業部会：3 回
  - ・ 訪問看護 ST・医療機関勤務看護職員相互研修：2 回
  - ・ 訪問看護管理者研修：6 回
  - ・ 訪問看護の養成研修を実施
- 看護人材の確保への取組み及び質の高い看護の提供を推進する事業を実施した。
  - ・ 民間立看護師等養成所に対する運営費の支援：22 施設
  - ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援：120 施設

- ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助 123 病院
- ・潜在看護職員掘り起こしのための普及啓発（新聞及びタウンニュースの掲載、ポスター掲示、リーフレット配布）
- ・出前就業相談会（10 回）及び地域共同就業説明会（4 回）の開催
- ・認定看護師教育課程（感染管理、新生児集中ケア、慢性心不全看護）等研修の実施

## ウ 歯科衛生士による口腔咽頭吸引実習事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】

- 在宅歯科医療保健を推進するため、口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成を図った。（平成 26 年度育成数 30 名）

## 2) 見解

### ① 居宅等における医療の提供に関する事業

#### ア 在宅医療推進施策事業

在宅医療や介護の連携が進んだほか、地域で実際に看取りを実践している事例等を紹介することで、地域の医師への看取りや検案についての理解が深まるなど一定の成果が得られた。

#### イ 在宅歯科医療推進施策事業

在宅歯科医療地域連携室及び中央連携室の設置や、在宅歯科医療用機器の整備支援などにより、在宅歯科医療への参入が促進され、在宅歯科医療提供体制の充実に向けた取組みが進んでいる。

#### エ 退院支援委員会参画支援事業

平成26年度については、実質的な事業実施期間が短かったことに加え、①対象者が、各病院の想定数よりも少なかったこと、②地域援助事業者や地域の医師については退院支援委員会に招聘することが必ずしも義務化されておらず、招聘には本人の同意が必要であること、③招聘にあたっては病院の一部自己負担が生じるため、活用にやや消極的になった面がある、等の理由から、目標を下回る結果となっている。

#### オ 在宅医療（薬剤）事業

研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだ。

### ② 医療従事者の確保に関する事業

#### ア 医師確保関連事業

産科後期研修医数が減少したものの、専攻医指導施設数、分娩取扱施設におけ

る常勤医師数、非常勤医師数は、ほぼ横ばいで、分娩取扱い件数は若干増加した。人口10万人当たり医師数は、医師、歯科医師、薬剤師調査の結果が出ていないため、不明である。

また、帝王切開術を対応する医師を確保する事業により、安心・安全な分娩提供体制の確保が一定程度進んだ。

医療勤務環境改善支援センターの設置が27年1月となり、マネジメントシステムのための研修会は実施できなかったが、個々の医療機関へのアドバイザー派遣等の支援により、勤務環境改善の取組みが進められた。

小児医療については、適切な受診行動を促すことにより、夜間における二次救急医療機関等の患者集中を緩和し、医療従事者の負担軽減が一定程度図られた。

#### イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

神奈川県訪問看護推進協議会等を開催し、人材育成に関する実態調査を行い、課題を整理するとともに、訪問看護人材のスキルアップ研修等を実施し、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を進めた。

養成・定着・再就業支援・質の向上を図る事業を実施し、県民に対する適切な医療提供体制の構築を進めた。

#### ウ 歯科衛生士による口腔咽頭吸引実習事業

今まで歯科衛生士が学ぶ場の少なかった口腔咽頭吸引の知識と技術について、実践的な研修の開催補助を行うことにより、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成が進んだ。

### 3) 改善の方向性

#### ① 居宅等における医療の提供に関する事業

##### ア 在宅医療推進施策事業について

研修会については、医師会等を通じた周知を図り、また、県のホームページ等を活用することで、27年度の参加者数の増加に努めていく。

##### エ 退院支援委員会参画支援事業について

本事業は、精神科病院へ入院する患者の退院を促進し、地域移行の一翼を担う重要な事業であるため、一層精神科病院、地域援助事業者等に働きかけ、27年度は事業の定着を目指す。

精神科病院に対して事業の活用を再度説明し、周知を図るようにすると共に、地域援助事業者に対しては、病院からの招聘に応じ、退院支援委員会に参加するよう協力を要請する。

#### オ 在宅医療（薬剤）事業について

病院への薬剤師復職研修は、事業の開始が年明けとなり、十分な周知期間が取れなかったことと、復職希望の範囲を病院に限定したことから受講者数が少なかったが、平成27年度は、十分な周知期間を確保し、かつ復職希望の範囲を薬局へも広げることにより、復職者の支援強化を図る。

#### ② 医療従事者の確保に関する事業

##### ア 医師確保関連事業について

平成27年度に設置予定の地域医療支援センターにおいて、特定診療科や地域による医師の偏在の解消に向けた検討をさらに進めていく。

また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関が勤務環境改善のために作成するマネジメントシステムの作成方法などの研修を実施していく。

#### 4) 目標の継続状況

- 平成27年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成27年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□横浜（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■川崎（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□川崎（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■相模原（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□相模原（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■横須賀・三浦（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□横須賀・三浦（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■湘南東部（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□湘南東部（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■湘南西部（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□湘南西部（達成状況）

【継続中（平成26年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■**県央（目標と計画期間）**

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□**県央（達成状況）**

【**継続中（平成26年度の状況）**】

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

■**県西（目標と計画期間）**

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**  
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

□**県西（達成状況）**

【**継続中（平成26年度の状況）**】

- ① **居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標**  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】
- ② **医療従事者の確保に関する事業に係る目標**  
県全体の達成状況と同様である。【計画期間：平成26年度から平成27年度まで】

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	1 在宅医療施策推進事業	【総事業費】 156,445 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 県内における広域的な在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る情報共有手段の構築、必要な研修などについて調査を実施し、必要な事業を実施する。</p> <p>イ 在宅医療に係る課題を抽出し、在宅医療施策へ反映させる。</p> <p>ウ 研修会参加医師数。(各回 200 名×3 回=600 名)</p> <p>エ 県内の全ての市町村に在宅医療連携拠点を整備する。(33 市町村)</p>	
事業の達成状況	<p>ア 27 年度から開始予定</p> <p>イ 県在宅医療推進協議会を設置し、在宅医療に係る課題抽出等の取り組みを開始</p> <p>ウ 研修会 1 回開催 参加医師数 50 名</p> <p>エ 在宅医療連携拠点を 1 市で整備、26 年度末において、拠点及び相談窓口を 5 市町に整備済み</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>本事業の実施により、在宅医療連携拠点の整備が進み、今後、介護保険の地域支援事業において実施していく医療介護連携に向けても有効な事業となっている。また、県全域において、在宅医療関係者間での顔の見える関係が構築され始めており、在宅医療従事者間の連携が促進された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>今後は、整備が先行する横浜圏域などの事例を、各地域に普及させることにより効果的な事業実施に取り組む。</p>	
その他		



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	2 地域リハビリテーション連携体制構築事業	【総事業費】 3,515 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域リハビリテーションに必要な人材や多職種の連携が不足しているため、地域リハビリテーションに係る情報提供や人材育成等により、地域リハビリテーションの充実を図る。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページによるリハビリテーション情報提供</li> <li>・ リハビリテーション専門相談(245 件)及び対応(476 件)</li> <li>・ リハビリテーションケアフォーラムの開催 (105 名参加)</li> <li>・ 足柄上郡地域リハビリテーションモデル事業の実施 (研修 7 回、巡回リハビリテーション相談会の実施等)</li> <li>・ 地域リハビリテーション推進のための協議会開催 (1 回)</li> </ul> の実施により、地域リハビリテーションの充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>ホームページやフォーラムによるリハビリテーションの情報提供、モデル地域における研修の実施、専門相談及び必要に応じて地域に職員が出向き助言及び指導を行うことにより、地域リハビリテーションの充実が図られつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>限られた予算や資源で効率的にリハビリテーション人材の育成及び地域連携システム構築を図るため、他の地域の見本となるよう特定の市町村をモデル地域として重点的にリハビリテーション・コーディネートを行った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	3 在宅医療推進支援事業	【総事業費】 13,328 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 3 1 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	質の高い訪問看護サービスの提供体制を構築するため、訪問看護のニーズに対応できる看護職員の確保・定着を図ることを目標とする。	
事業の達成状況	訪問看護に携わる看護職員育成の研修を実施 ・訪問看護ステーション・医療機関勤務看護職員相互研修：2 回 ・訪問看護管理者研修：6 回	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>医療技術の進歩や医療制度改革に伴い、「病院完結型」から地域全体で治し支える「地域完結型」への転換が促進される中で、病院と訪問看護ステーションに従事する看護職員に対して研修を実施することにより、病院と在宅医療相互の役割に精通した看護職員の確保を図れたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>訪問看護ステーションの看護職員と医療機関の看護職員とが、別々に研修を実施するより、一同に会し研修を実施することで、互いの状況や役割を認識でき、効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	4 精神科医療強化事業費	【総事業費】 40,701 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 6 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内の精神科病院（63機関）で開催される退院支援委員会（月1回程度）を活用し、地域援助事業者とつながる患者数—900人（平成27年度）	
事業の達成状況	県内の精神科病院における退院支援委員会の開催にあたり、地域援助事業者等の参画支援を開始（平成 27 年 1 月 6 日～）。退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながった患者数 2 件。	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業の実施により、精神科病院が地域援助事業者や地域の医師を積極的に招聘し、患者が早期退院し地域で生活するため取り組むよう働きかけをおこなった。今後、医療と地域援助従事者が連携し、患者が早期退院し地域で生活できるような支援が促進されるものと考え。今年度はまだ事業の定着が十分でなかった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>本事業により、入院中から、患者にとって支援の必要な地域援助事業者や地域の医師を招聘し、医療と連携を図ることができれば、効率的な支援体制の構築が図られるが、今年度はまだ十分に活用されていない。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	5 在宅歯科医療連携拠点運営事業	【総事業費】 235,312 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県及び地域歯科医師会に、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置し、医科・介護との連携や相談業務を行う。（県 1 か所、地域 22 か所）	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療中央連携室を 1 か所整備し、患者、家族や在宅歯科医療関係者への情報提供、研修会、歯科医療機器の貸出し、在宅患者や障害者等の搬送モデル事業等の検討等を実施。</li> <li>・在宅歯科医療地域連携室を県内 10 か所に整備し、県民や歯科医療関係者からの相談への対応や在宅歯科医療受診に向けたコーディネート、在宅歯科医療推進に関する研修等を各地域で実施。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室の整備を進めることで、各地域での研修等により地域の在宅歯科医療人材の育成が図られ、電話相談や連携室のコーディネートにより、各地域において在宅歯科医療を必要としている患者が治療を受けることができる環境が整備されつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>在宅歯科地域連携室が各地域に整備されたことにより、在宅歯科医療を必要としている患者が電話相談を通じて効率的に診療を受診できるようになった。</p> <p>県歯科医師会や、在宅歯科医療に熱心に取り組んでいる郡市歯科医師会と連携することで、既存の資源やノウハウも活用した、効率的な事業実施になるよう努めている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	6 在宅歯科診療所設備整備事業	【総事業費】 270,624 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 26 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図る。(2 か年：200 か所)	
事業の達成状況	在宅歯科医療を推進するために在宅歯科医療用機器を60か所に整備した。(27年度に140か所整備予定) 27年3月末に納品されたため、半年経過後に、利用状況の報告を求めたうえで目標達成度について評価する。	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>在宅歯科医療に積極的に取り組む意欲のある歯科医療機関 60 箇所への支援がおこなわれており、在宅歯科医療の参入促進、在宅歯科医療提供体制の充実強化が進むと考えられる。半年経過後の利用状況の報告を踏まえ、さらに有効性を検証していく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県歯科医師会においてとりまとめのうえ整備を行うことで、効果的に整備を進めることができるほか、地域ごとの在宅歯科に必要な機器の普及状況、利用状況等を一括で効率的に把握できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	7 在宅医療（薬剤）推進事業費補助	【総事業費】 14,140 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 26 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成並びに在宅受入薬局の周知</li> <li>○ 薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、次の事業に対し、助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問薬剤管理指導研修（163 人受講）</li> <li>○ 褥瘡対策研修（108 人受講）</li> <li>○ 医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給を行うための協議会</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 在宅訪問薬剤師と在宅医療関係者の育成を図ることができるなど、居宅等における医療の提供を推進することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 薬剤師会等関係団体に委託して実施したため、周知期間が短期間でありながら、ほぼ予定どおりの人数が受講するなど、効率的な事業の実施ができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	8 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 409,965 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 医師の地域偏在解消のため、地域枠医師等のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 地域枠医師の配置 18 名</p> <p>イ 神奈川県内の医療機関が自ら勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を行うための研修会を実施する。(年間 2 回程度)</p> <p>ウ 総合診療専門医の養成プログラムを作成し、総合診療専門医を養成する。総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名程度</p> <p>エ 医師事務作業補助者の配置数 36 名以上</p>	
事業の達成状況	<p>ア 医師の地域偏在解消等を目指す地域医療支援センターの設置に向けて、ワーキンググループを 3 回実施した。</p> <p>イ 医療機関が自主的に行うマネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援するための拠点として神奈川県医療勤務環境改善支援センターを 27 年 1 月に設置し、医業分野アドバイザーの派遣を行った。平成 27 年度に、集団研修も開始予定。</p> <p>ウ 横浜市立大学で新たに設置した総合診療医学教室の体制を整備し、総合診療育成のために指導医等の配置、地域における病診連携について調査などを実施した。</p> <p>エ 医師事務作業補助者の配置数 116 名</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業の実施により、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がるとともに、医療機関の勤務環境を改善し、医療スタッフの定着・離職防止や医療安全の確保にも繋がる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 個々の医療機関の労務管理分野や医業経営分野に関するさまざまな相談ニーズに対して、医療勤務環境改善支援センターにおいて一体的に対応することができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	9 産科等医師確保対策推進事業費	【総事業費】 848,436 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>ア 産科医師等分娩手当の補助施設数（年間 80 施設） 産科医師等分娩手当の補助対象分娩件数（年間 33,000 件）</p> <p>イ 産科等後期研修医手当補助の補助対象となる施設（年間 5 施設） 産科等後期研修医手当補助の対象となる後期研修医数（年間 16 名）</p> <p>ウ 修学資金を貸付けた学生数 32 名</p> <p>エ 分娩取扱施設が減少傾向にある中、高齢出産などのハイリスク分娩が増えており、安全を最優先に考えた帝王切開術が増加していくことが見込まれるため、帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の一部を支援することにより、地域における安心・安全な分娩提供体制を確保する。</p>	
事業の達成状況	<p>ア 産科医師等分娩手当の補助施設数（年間 57 施設） 産科医師等分娩手当の補助分娩件数（年間 20,732 件）</p> <p>イ 産科等後期研修医手当補助の補助施設数 3 施設 産科等後期研修医手当補助の後期研修医数 11 名</p> <p>ウ 修学資金を貸付けた学生数 30 名</p> <p>エ 帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の一部を支援することにより、地域における安心・安全な分娩提供体制の確保につながった（計 36 件）。</p>	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 本事業の実施により、特に不足している産科医師の確保及び地域における安心・安全な分娩提供体制の確保に繋がった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 年度途中で新規事業として開始した帝王切開術対応医師確保事業については、より多くの医療機関の活用を促すため、事業についての周知に力を入れた。</p>	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	10 病院群輪番制運営費	【総事業費】 633,251 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	休日、夜間における小児二次救急（緊急手術や入院を必要とする小児救急患者の医療）について 14 ブロック体制で輪番及び拠点病院方式により対応し、安定的な確保、充実を図る。	
事業の達成状況	神奈川県内 14 ブロック体制で、輪番及び拠点病院方式により、休日・夜間における小児二次救急医療体制の安定的な確保が図られた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 県内 14 ブロック体制で各ブロック 1 医療機関を確保し、休日・夜間における小児二次救急医療体制の安定的な確保が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内 14 ブロックで効率的に小児二次救急体制が確保できた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	11 小児救急医療相談事業	【総事業費】 33,456 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	小児救急患者の多くが軽症患者であることから電話により必要な助言を行うことで、不要不急な受診を減らし、小児救急医療体制の確保と医療従事者の負担軽減を図る。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、不要不急な受診を減らし、小児救急医療体制の確保と医療従事者の負担軽減が図られた。	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>平成 26 年度の電話相談件数 23,656 件のうち、約 75%は、翌日以降の受診を助言したり、助言指導のみで終わっていることから、不要不急な受診の抑制に寄与している。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>時間外における軽症患者の病院への集中回避や、保護者の不安を解消する手段として、手軽に医療関係者に相談することができ効果的である。</p> <p>また、電話対応のための人件費、電話回線料等の比較的少額の費用で、医療従事者の負担軽減等の成果につながることから、効率的である。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	12 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,314,715 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において、その実情に応じた看護人材の養成のあり方を検討することは、県全域の看護師確保に向けても、極めて有効な取組みであることから、地域における看護人材の養成のあり方とともに、看護師等養成所（准看護課程）の再編について示すことを目標とする。</li> <li>・ 地域に応じた看護師等養成所の設置に必要な新築及び増改築の整備を促進し、また看護師等養成所における教育内容を充実させることにより、看護師等の養成及び確保を図ることを目標とする。</li> </ul>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間立看護師等養成所に対する運営費の支援（22 施設）を行うことにより、看護師等の養成及び確保を図った。</li> </ul> <p>平成 27 年度（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市における看護人材の養成のあり方とともに、看護師等養成所（准看護課程）の再編についての検討会を支援する。</li> <li>・ 民間立看護師等養成所に対する運営費の支援：22 施設</li> <li>・ 民間立看護師等養成所に対する施設整備に係る工事費の支援：1 施設</li> </ul>	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業の実施により、安定的な学校運営による教育内容の充実や、地域の実情に応じた必要な看護人材の確保など、質、量の両面での充実が図られたと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>民間のみへの支援としており、地域の実情に応じた教育の充実及び看護人材の確保が図られたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	13 院内保育所支援事業	【総事業費】 1,569,857 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	子どもを持つ医師・看護職員等が子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、病院内保育所の整備及び運営を図り、離職防止及び再就業を促進し、看護職員等を確保することを目標とする。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援（120 施設）を行うことにより、子どもを持つ医師・看護職員等が子育てをしながら働き続けられる環境整備を進めた。 平成 27 年度（予定） ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援：122 施設 ・ 保育施設を設置する医療機関に対し工事費の支援：1 施設	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>院内保育所の設置、運営に対する支援により、看護職員等の保育サポートを行い、子どもを持つ看護職員等が安心して業務に従事できる勤務環境を整備することで、離職防止及び再就業を促進し、地域医療の充実を図る。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>受益者負担（保育料収入相当額）控除後の設置者負担額の範囲内において補助し、効率的に実施をしている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	14 在宅歯科研修費	【総事業費】 1,620 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 14 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	○研修会に参加する歯科衛生士数（平成 26 年度 30 名、平成 27 年度 60 名）	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 （特非）神奈川県歯科衛生士会が行う実習に対して実施補助を行った。 （1 回、受講者 30 名）	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を行うことで、県全域の在宅で療養する要介護者（気管切開患者や嚥下障害者）への安全な歯科保健医療を推進する足がかりとなった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>在宅歯科医療や口腔ケアに詳しい（特非）神奈川県歯科衛生士会が主体となり、神奈川歯科大学看護学科と協力することで、実習用専門機器の貸し出し等、研修内容の充実が図られた。</p>	
その他	地域の一般歯科診療所において、すでに在宅歯科医療業務に関わっている歯科衛生士を対象に、研修を実施したことで、より実践的、即戦力となる人材の育成が可能となった。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	15 新人看護職員研修事業	【総事業費】 394,368 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	新人看護師が基本的な臨床実践能力を獲得する研修を実施することで、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目標とする。	
事業の達成状況	新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助 ・123 病院（対象の新人看護職員数 2,894 人） 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修の実施 ・新人看護職員研修：5 日 ・実地指導者研修：6 日 ・研修責任者研修：3 日	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>県内 123 病院に対して、新人看護職員研修に係る経費を一部補助することで、研修体制・研修環境の整備が促進されるとともに、合計 2,894 人の新人看護職員の基本的な臨床実践能力の獲得に寄与した。</p> <p>また、比較的新人看護職員の少ない中小規模病院（300 床以下）を対象に研修を実施することで、研修機会の少ない新人看護職員も研修を受講することができ、必要な看護を行うための技術獲得に寄与した。さらに、実地指導者及び研修責任者に対する研修も同時に行うことで、病院の研修体制の構築に寄与した。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>自院で研修を実施する病院への一部経費補助を通じて、間接的に同程度の内容の研修を、県内に就職する新人看護職員の 9 割以上に実施することができた。</p> <p>また、中小規模病院の新人看護職員に関しては、直接研修を実施することでカバーし、補助事業と合わせて、効率性と公平性が担保できたものとする。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	16 看護職員実践能力強化促進事業	【総事業費】 25,127 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護を取り巻く課題や看護のニーズに対応できる高い実践能力を有する看護職員の確保・定着を図ることを目標とする。	
事業の達成状況	看護職の専門性を高める研修の実施 ・認定看護師教育課程（感染管理、新生児集中ケア、慢性心不全看護） ・トップマネジメント研修 ・助産師研修 ・准看護師研修	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 認定看護師の養成及び、看護職種ごとの研修を実施することで、時代や役職・役割ごとの課題に対応できる専門性の高い看護職員を育成おり、看護サービスの質の向上に寄与した。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 職種ごとに第一線で活躍する看護職員をターゲットに、研修を実施することで、専門性の向上に寄与するだけでなく、それぞれの所属施設への波及効果も期待でき、効率的な事業の実施ができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	17 看護実習指導者等研修事業	【総事業費】 46,402 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師養成数の増加に対応するため、専任教員、実習指導者等を養成するとともに、看護師の資質向上のため、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成の促進を目標とする。	
事業の達成状況	専任教員、実習指導者、認定看護師養成のための講座を実施した。 受講者数 専任教員 32 人 実習指導者 70 人 認定看護師 51 人 看護教員継続研修 65 人	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業の実施により看護師養成数の増加に対応した、専任教員、実習指導者等の養成を行うとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師を養成し、看護師の資質向上に資することができと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 県立大学の附置機関である実践教育センターで直接実施することにより、県立大学教員等が多くの講義を担当することが可能となり、類似事業を行っている他の大学等と比較して低廉な受講料で実施することができたと考える。</p>	
その他		



事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	18 訪問看護師養成促進事業	【総事業費】 5,678 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医療機関に就業している看護職員、潜在看護職員に対して、訪問看護師として働ける仕組みを作ることで、訪問看護師の養成及び確保の推進を図り、訪問看護サービス提供体制を構築することを目標とする。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては ・訪問看護の養成研修を実施 平成 27 年度（予定） ・訪問看護の養成研修及び訪問看護の導入研修を実施予定	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 訪問看護師として働ける仕組み作りとして当該事業は、訪問看護師として働く動機付けの機会や、訪問看護の基本的知識及び技術が習得できる事業となっており、当該事業を受けることにより、訪問看護師の養成及び確保の推進が図られたと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 資料等は受益者負担としている。削減できた受益者負担分の費用は、研修内容の充実に充て、効率的に事業の実施ができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	19 潜在看護職員再就業支援事業	【総事業費】 23,040 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	出産や育児などで離職した潜在看護職員の再就業の促進を図り、看護職員の復職を効果的に支援し、看護職員を確保することを目標とする。	
事業の達成状況	潜在看護職員掘り起こしのための普及啓発（新聞及びタウンニュースの掲載、ポスター掲示、リーフレット配布）を行うとともに、出前就業相談会（10 回）及び地域共同就業説明会（4 回）を開催した。	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 潜在看護職員の掘り起こしのための普及啓発活動を行い、相談会等への参加を促すことにより、相談会及び説明会へ参加した潜在看護職員の就労意欲の向上を促進し、円滑な職場復帰に寄与した。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 子育てや介護等の事情を抱える看護職員でも、身近な地域において、ライフスタイルに合った就業相談を受けられる仕組みを作ることにより、再就業支援につなげている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	20 看護職員職場環境整備支援事業	【総事業費】 10,383 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	就業看護職員の確保・定着を図るため、個々のライフステージに対応し働き続けられる短時間正職員制度等の多様な勤務形態の導入を促進し、看護職員の不足解消を目標とする。	
事業の達成状況	医療機関等へ新たな勤務形態の導入や運用に関する総合的な相談窓口の開設や医療機関へのアドバイザー派遣を行った。（相談件数：227 件）	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b>  出産や育児・介護等の個々のライフステージに対応して働き続けられる環境整備の相談支援を実施することにより、個々の病院等の看護職員の離職防止、復職支援が図られたと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b>  相談窓口の開設を、県看護協会・病院協会・看護部長会等の関係機関を通じた PR を行い、効率的に周知をすることができた。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	21 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	【総事業費】 100,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	歯科衛生士・歯科技工士の人材を確保するとともに、在宅歯科医療の推進に向け、質の高い医療を提供できる人材を確保する。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては ・歯科技工士養成校に対する CAD/CAM システム整備費の支援：1 団体により、歯科技工士の人材養成と確保を図った。 平成 27 年度（予定） ・歯科医療従事者確保事業に対する支援：1 団体 ・歯科衛生士への在宅歯科医療教育に対する支援：1 団体	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>CAD/CAM システムを養成校に整備し、研修を行うことで、平成 26 年から保険適用になった、当システムを用いた歯科補綴物の作成を行うことができる歯科技工士を養成することが可能となった。</p> <p>これに伴い、需要の増が見込まれる技術の取得により、技工士業務の収入を確保することが可能となり、人材育成・確保への対策を行うことができたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>整備箇所は養成校としたが、現任者に対するリカレント教育も実施することを補助の条件としたため、機器による技術取得の機会をより多くの人に提供することが可能となった。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	22 看護職員等修学資金貸付金	【総事業費】 324,967 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	借受者県内就業率（数） （当年度実績／前年度実績）	
事業の達成状況	主な借受者県内就業率 （当年度実績／前年度実績） 平成 26 年 3 月卒 87％／平成 25 年 3 月卒 87%	
事業の有効性と効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 修学資金貸付者は、大部分が県内就業しており県内の有能な看護人材等の育成・確保に有効に寄与している。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	23 薬剤師復職支援事業費補助	【総事業費】 1,200 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 12 月 26 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	○病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、次の事業に対し、助成した。 ・ 病院への復職・転職を希望する薬剤師に対する研修	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 病院へ復職・転職を希望する薬剤師に対する研修を実施し、病院に復職等する薬剤師の確保を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 本事業を県が直接実施するのではなく、薬剤師会等関係団体が実施することにより、薬剤師の掘り起しや復職研修について効率的かつ円滑に実施できた。</p>	
その他		